

令和3年度愛媛県総合運動公園空調設備保守点検業務委託契約書(案)

- | | |
|----------|---|
| 1 委託業務名 | 令和3年度愛媛県総合運動公園空調設備保守点検業務 |
| 2 業務の内容 | 別紙「愛媛県総合運動公園空調設備保守点検業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり |
| 3 業務実施場所 | 愛媛県総合運動公園内 |
| 4 契約履行期間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日 |
| 5 契約金額 | ¥ , , —（うち消費税等 ¥ , —） |
| 6 契約保証金 | |

上記の業務について、公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲乙の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により業務委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（契約の保証）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行わなければならない。ただし、甲から契約保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（次項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、甲の承認を得ないで、業務の全部若しくは一部を第三者に再委託してはならない。

(業務の終了報告)

第5条 乙は、委託業務を実施したとき及び半期ごとの業務を完了したときは、その都度遅滞なく、甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査)

第6条 甲は、前条の業務完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に業務完了を確認するための検査を行うものとする。

2 前項の場合において、検査に直接必要な費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第7条 委託料は年2回(半期)に分けて支払うものとする。

2 乙は、半期ごとの業務完了時の検査に合格したときは、甲に請求書を提出することにより委託料の支払を請求することができる。

3 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

(代理受領の禁止)

第8条 乙は、委託料の受領を第三者に委任してはならない。

(契約保証金の返還等)

第9条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第6条の規定により検査が合格したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が契約履行期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 前4号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納

付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第12条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、契約履行期間その他の契約内容を変更することができる。

(作業上の責任)

第13条 この契約締結により、業務に従事する技術者が行う作業上の行為は、すべて乙の責めとし、作業上の事故においてもすべて乙の責任において措置するものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に違反し、又はその責めに帰すべき理由により保守業務の実施に関し、甲若しくは他人に損害を生じしめたときは、その損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第15条 乙は、委託業務を受託するに当たり、次の事項を遵守する。

(1) 委託業務を実施するにおいて知り得た秘密を、他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならない。

(2) 個人情報保護の重要性を十分認識し、個人情報保護法、愛媛県個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守して、適正かつ厳格な管理を行わなければならない。

(3) 前2項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

(その他)

第16条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団会計規程及び、愛媛県会計規則の例によるもののほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

住所 松山市市坪西町 551 番地
甲 公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
氏名 理事長 高橋 祐二

住所
乙

愛媛県総合運動公園空調設備保守点検業務仕様書

1 業務目的

本業務は、空調設備機器を常に安全かつ良好な状態に維持するとともに、経済的、効率的利用を図ることを目的とする。

2 対象設備

別紙、空調設備機器一覧表（以下「別紙表」という。）のとおり
所在地：愛媛県総合運動公園（松山市上野町乙 46 番地ほか）

3 業務内容

受注者は、次の業務について関係法令等を遵守し実施する。

（1）定期点検

ア 年 2 回、冷房及び暖房シーズン前に別紙表のとおり機器ごとに保守点検を実施する。なお、点検実施日時は、発注者と事前に協議し決定する。

イ 上記アの保守点検の結果、機器等に修理又は取替を必要とするときは、修理復旧に必要な取替部品の仕様を調査し、発注者に文書で報告する。

ウ 上記イで連絡を受けた結果、発注者が、修理が必要と認める場合、消耗品的部品は受注者が手配購入し、修理又は取替に要する役務を提供する。その他部品等については報告に基づき甲乙協議のうえ対策を講じる。

（2）随時点検

ア 対象機器に異常が発生し、その旨を発注者から連絡を受けた場合は、異常な状態を是正するために必要な処置を行う。

イ 上記アにより機器等に修理又は取替を必要とするときは、修理復旧に必要な取替部品の仕様を調査し、発注者に文書で連絡する。

ウ 上記イで連絡を受けた取替部品は、発注者が手配購入するものとし、修理又は取替に要する役務は受注者が提供する。ただし、大規模な修繕については除く。

（3）業務報告

上記（1）の点検業務の終了後は、作業が終了した旨と点検結果を発注者に報告し、業務終了後 30 日以内に次の提出書類を 1 部提出すること。

なお、上記（2）の点検業務については、異常の是正のために行った必要な措置終了後に、作業が終了した旨と措置の内容について発注者に報告すること。

ア 保守点検実施結果報告書

（ア）点検要領書（点検項目、点検内容、点検方法、判定基準を明記したもの）

（イ）点検結果成績書

（ウ）点検結果の状況が分かるよう、必要に応じて写真を添付すること。

- (エ) 点検の結果、処置した個所、修理を要する個所（後日実施、別途費用分を含む）
- (オ) 次回点検時に点検項目の追加や取替部品等を推奨することがあれば、一覧表に
まとめ提出すること。

イ 業務完了報告書

全ての業務を完了したときは、1部提出のこと。

7 その他

受注者は、定期点検及び随時点検において発生した廃棄物（廃ウエス等）は、関係法令に基づき持ち帰り等適切な処置を行うこと。

空調設備機器一覽表

機 器 名		保 守 点 検 項 目		点検回数	台数
空 調 機 器	エアコン室内機	1	吹出し・吸込み温度の測定	2回/ 年	203
		2	冷媒ガスの漏れ確認		
		3	熱交換器の詰まり・損傷・腐食等の有無		
		4	ファンモーターの異音・振動の有無		
		5	総合外観点検		
		6	フィルター清掃（脱却・清掃・取付）		
	エアコン室外機	1	総合電圧・電流の測定	2回/ 年	123
		2	圧縮機電流・絶縁抵抗の測定		
		3	保護装置の動作確認		
		4	冷媒ガスの漏れ確認		
		5	圧縮機・ファン類の異音・振動の有無		
		6	熱交換器の詰まり・損傷・腐食等の有無		
		7	総合外観点検		
換気・送風機機器	全熱交換器	1	ファンモーターの異音・振動の有無	2回/ 年	71
		2	電圧・電流の測定		
		3	総合外観点検		
		4	フィルター清掃（脱却・清掃・取付）		
	排気送風機	1	Vベルトの確認	2回/ 年	2
		2	モーターの異音・振動の有無		
		3	電圧・電流の測定		
		4	総合外観点検		
	外気取入ガラリ防虫網	1	総合外観点検（清掃）	2回/ 年	2
	器具フィルター	1	総合外観点検（清掃）	2回/ 年	30
	モーターダンパー	1	総合外観点検	2回/ 年	46
		2	動作確認		

体育館メインアリーナ					
1	空調機（マルチ）				体育館ギャラリー
	室外機	RAS-AP335DG1	10	台	
		RAS-AP280DG1	10	台	
		RAS-AP224DG1	10	台	
	室内機	RPI-AP280K	30	台	
	空調機（トリプル）				会議室(北・南)
	室外機	RAS-AP224HVM4	2	台	
	室内機	RCI-AP80K2	6	台	
	空調機（シングル）				事務室・研修室
	室外機	RAS-NP280CHV2	2	台	
	室内機	RP-NP280CSP1	2	台	
	空調機（一体型）	ARB312EAC	9	台	女子控室・男女更衣室
	空調機（ルームエアコン）	RAF-D36F	6	台	男子控室 ・医務室
		RAS-AJ36G	1	台	放送室
		RAS-AJ22J	1	台	2階チケット売り場
2	全熱交換器	EU-2400FA	2	台	FAN ルーム
3	排気送風機	CLF2-No.8RS-B	2	台	FAN ルーム
4	外気取入ガラリ防虫網		2	ヶ	FAN ルーム
5	器具フィルター	HS1500×600	30	台	体育館ギャラリー
6	モーターダンパー	MD750×300	46	台	床上・床下
体育館サブアリーナ					
1	空調機（天吊型）				体育館(北・東)
	室外機	RAS-AP335DG3	2	台	
		RAS-AP280DG1	2	台	
		RAS-AP224DG1	2	台	
	室内機	RPC-AP160K5	10	台	

	空調機（天埋型）				体育館南
	室外機	RAS-AP335DG3	1	台	
		RAS-AP280DG1	1	台	
		RAS-AP224DG1	1	台	
	室内機	RPI-AP280K1	3	台	
2	全熱交換器	LP-250XR2-79	2	台	体育館(西・東)
テニスコート					
1	空調機（シングル）	RZZP56CBT	1	台	事務室
		RZZP40CBT	1	台	救急室
		RZZP112CB	2	台	男子更衣室・女子更衣室
		RZZP280CB	1	台	会議室 1
		RZZP140CB	1	台	会議室 2
		RZZP224CB	1	台	会議室 3
2	全熱交換器	VL-160ZS3	1	台	事務室
		LGH-N65RS	3	台	会議室(1)(2)
		LGH-80RS	1	台	会議室(3)
弓道場					
1	空調機（シングル）	PLH-J45SA	1	台	審判室
		HLZ-321S	1	台	事務室
補助競技場					
1	空調機（ルームエアコン）	RAS-632EADR	1	台	事務室
球技場					
1	空調機（ルームエアコン）	RAS-251EADR	1	台	役員更衣室
		RAS-361EADR	1	台	事務室
		RAS-ZJ22J	1	台	放送室
		RAS-ZJ22J	1	台	医務室
		RAS-ZJ56J2	1	台	更衣室 1
		RAS-ZJ56J2	1	台	更衣室 2
		RAS-ZJ56J2	1	台	更衣室 3
		RAS-ZJ56J2	1	台	更衣室 4
陸上競技場					

1	空調機（マルチ）				
	室外機	RAS-AP400DS5	2	台	1F ミックスゾーン・他
	室内機	RCI-AP80K5	4	台	
		RCI-AP71K5	5	台	
		RCI-AP45K5	2	台	
	室外機	RAS-AP335DS5	1	台	1F 選手更衣室 M-1A・他
		RAS-AP224DS5	1	台	
	室内機	RCI-AP28K5	1	台	
		RCI-AP25K5	1	台	
		RCID-AP80K2	2	台	
		RCID-AP36K2	6	台	
	室外機	RAS-AP450DS5	1	台	1F ウォーミングアップ室 M-1・他
	室内機	RCI-AP80K5	5	台	
		RCI-AP71K5	2	台	
	室外機	RAS-AP400DS5	1	台	1F 玄関ホール・他
		RAS-AP224DS5	1	台	
	室内機	RCI-AP71K5	1	台	
		RCI-AP56K5	4	台	
		RCI-AP45K5	2	台	
		RCID-AP36K2	2	台	
	室外機	RAS-AP400DS5	1	台	1F 玄関ホール・他
		RAS-AP335DS5	1	台	
	室内機	RCI-AP71K5	1	台	
		RCI-AP56K5	7	台	
		RCID-AP56K2	2	台	
	室外機	RAS-AP224DS5	1	台	1F 情報処理室
	室内機	RCI-AP112K5	2	台	
	室外機	RAS-AP450DS5	2	台	1F 会議室 M-1・他
	室内機	RCI-AP71K5	10	台	
		RCID-AP80K2	2	台	
	室外機	RAS-AP400DS5	1	台	1F 管理事務室・他
		RAS-AP335DS5	2	台	
	室内機	RCI-AP90K5	7	台	
		RCI-AP71K5	4	台	
		RCID-AP90K2	1	台	
	室外機	RAS-AP280DS5	1	台	2FVIP ラウンジ・他
		RAS-AP224DS5	1	台	

	室内機	RCI-AP71K5	1	台	
		RCI-AP56K5	7	台	
	室外機	RAS-AP400DS5	1	台	2F 飲食施設
	室内機	RCI-AP90K5	4	台	
	室外機	PUSYP160MG-6	1	台	南サイドトレーニング室（中・西）
		PLYFP80BMG	2	台	
	室外機	PUSYP160MG-6	1	台	南サイドトレーニング室東 男子更衣室
	室内機	PLYFP56BMG-6	3	台	
	空調機（シングル）	RAS-AP80SHJ1	7	台	2F 託児室・救急室・4F 記録室・VIP 室
		RAS-AP50SHJ1	6	台	4F 警備室・放送室
		RAS-NP50HVRJ	6	台	3F 特別室
		ROA-AP564HSJ	1	台	4F 写真判定室
		RZYP80CAV	2	台	バックスタンド・授乳室・救急室
	空調機（ルームエアコン）	RAS-SJ25D	1	台	チケット売場
2	全熱交換器				
	天井カセット型	LGH-N50CX	9	台	
		託児室・事務室・予備室・観客用救急室・VIP ラウンジ・飲食施設			
		LGH-N15CX	10	台	
		記録室・警備室・VIP 室・放送室			
		LGX-N50CX	2	台	バックスタンド
	天吊カセット型	LGH-35CX5	3	台	南サイド
	床置型	SCF-50LS2	5	台	選手更衣室・会議室
		SCF-40LS2	33	台	
		ミックスゾーン・ウォーミングアップ室・予備室・コーチ室			
		審判員室・医務室・ドーピング検査室・マッチコミッショナー室			
		大会運営室・資料書庫室・会議室・所長室・管理事務室			